

第2回保育審議会議事録

日 時 平成26年8月18日(月) 午後7時～午後9時
会 場 国立市役所3階 第3・第4会議室
出席委員 委員 9名
(新開 よしみ 竹内 幹 山口 千恵子 津田 知佳子
成塚 久美 神田 憲治 川上 冴子 小島 幸子
大瀧 みどり)
欠席委員 委員 1名
(川田 あゆみ)

<会長>

それでは、定刻になりましたので第2回保育審議会を開催いたします。まずはお手元の資料確認をいたします。(資料について確認)

次に資料の説明を事務局からお願いいたします。

<事務局説明>事務局より資料の説明

<会長>

ではここまででなにか意見や質問等ありますでしょうか？

<委員>

子どもが増えると保育料が高くなるのはつらいですね。でも、市の負担が上がるのも嫌だな

<委員>

多子についてはやはり厳しいですね。保育料が上がる人については上げないで、下がる人についても下げないという風にはできないですか

<事務局>

保育料について動かさないようにコンクリートして移行することはできます。しかし、市の負担は増えます。

<委員>

あのもう少し詳しく年少扶養控除と子ども手当について教えてください。

<事務局>

収入の方は子ども手当をさしあげて、一方、年少扶養控除をなくすことで、税控除額としてはなくすこととしました。もし、間違っていたら申し訳ないんですが、このような形で子ども手当と年少扶養の関係があったと思います。

<会長>

委員の方から国の算定でいった方がいいのではという意見もありますが、そうではなくて、市が負担する方が望ましいというご意見があればお伺いしたいのですが

<委員>

納税者の方々からすれば、子どもがいる家庭だけ負担しないで、子どものいない納税者に「負担が増えます」というのは納得のいかないことかもしれませんが、子どものいる保護者からすれば、なんで子どもがいる家庭だけが上がるのという意見が出てくると思います。もし、国が定めたもの移行するのであれば、保護者にきちんと説明しなければならぬ。どうやって説明するだろうと悩みます。

<会長>

市民への説明も大事ですが、保護者への説明もしなければいけませんね。

二者択一ということになりますと、難しいところだと思いますが、それぞれどのようにお考えですか

<委員>

数千万というところを保育料、比率的に今予算的にかかるのが、高齢者か子どもかということになる。数千万という数字を計算とかなしに、心情的には子どもを育てていくのが大事なことだと思いますが、ここにはそんなことは出てこない。そのところは市の姿勢がでてきてもいいのではないかと思う。理解を求めていく分、いずれ子どもたちが大変な世の中になるのは高齢者であっても同じです。よそと比較したりや国とだけで算出しているそこを含めて、市はどう考えているのか。そういうところを大事にしていくのも一つの手ではないかと思います。

<委員>

会長がおっしゃったように、247人の世帯、すべての世帯の現状を維持できるような算定

の仕方の工夫ができないのかと思います。

<委員>

保護者としては変わってほしくないが、実際、市が数千万負担することが余裕があれば負担してくださいと言いたいところですが、そこも上げないでほしいと単純には言えない。19800 円下げて計算しなおすすめが、同じ負担があるのであれば、そのほうがいいのかと思う。

<委員>

年少扶養控除が国の方では国の方ですと、第2子までを標準であるが、第3子からは年少扶養控除を所得から控除して行って、それで算定する。それがうまくいくかわからないですが。

大切なお子さんたちを国立市で育てていくということで、できるだけ予算の方でも市にはがんばっていきたい強い気持ちがある。ですので、どっちにかければどっちに負担がかかる難しいなかで、単純に第3子からはその計算でいけば、少しは違うのかなと思う。第2子、第3子がというのは、半額になる、ゼロになるというのは同じ保育園なり幼稚園なりに通っている子が2人いたり、3人いたりってことであって、2番目のお子さんだから、3番目のお子さんだからってことではないわけですよ。そういうところでも配慮していけるのであれば、それは必要なと思う。

<会長>

今の質問も入っていたと思うのですが、お答えいただけますでしょうか。

<事務局>

1点目確認なんですけど、19800 円の減額を、例えば、国からあらわされたモデルケースでは3人目の方については、引き算をするのはできます。

逆に第1子の方は19800 円をプラスするのかということですかね。

市内は下がる、上がる人も下がるとさらに市の負担が増えるという話になる。

であれば、小島委員もおっしゃったように、今回下がる人は今の世帯だと下がるんだけど、それは今のままでどおりでいて下さいよという形で、19800 円不足形、3人目以上の人は19800 円を引く形だとフラットな形にはなりますね。

<事務局>

第2子、第3子のお話ですが、小学校就学前の何かの施設となっているので、必ずしも保育園、同じ保育園でなければならないとはではない。小学校就学前の保育園、幼稚園、認定こども園、障害児関係の施設に入所、入園している上のお子様がいて、保育所に2番目

のお子様が入所している場合の第2子が半額、第3子がゼロ円となります。例えば、上のお子様が小学校に通っていて、下のお子様が保育所に通っていますという場合には、第2子にはならないというのが現状です。

<委員>

例えば、資料4の仮で出ている表の全部を何百円ずつ上げて、保育所の全員が負担を増やし、市の方も3千万かかるところが2千万とか減っていく。差額が出てしまうのであれば、全員が均等に負担するという考え方もできる。

先ほどの子ども手当も永久なのか、どこかでまたなしになって年少扶養控除が復活するのかということもあるかと思えます。例えば、両方で負担しながら、様子を見ていき、経済の様子や国の仕組み様子で変えていくというのは市としてできないのか。

<事務局>

保育料は国から出されている公定価格から算出します。その総額が上がったり、下がったりしたときに、保育料を保育審議会を作って、行って検討する形になります。なので、永久に変えられないわけではなくて、数年後に経済の状況に変化があった時にまたこのような会議を設けて、それに合わせての保育料を変えるということはできます。

こども手当も今のところずっと継続していくということは聞いてはおりますが、時が変われば、変わるものであります。今回の保育料の話につきましては、数年後行う時が来れば、保育料について審議していただくことになりますので、保育料が変わることがございます。

<委員>

国の方の算定基準を変えただけで、何千万も国立市からなくなってしまう、大慌てでどうするんだという話になりますよね。

一つの手は、均等にみなさん少しずつ負担していただくのが一番いいのかなと気がします。

ただ、少子化がすごい進んでいまして、国交省の試算だと、限界集落ってというのがありますよね。過疎地でそこから人間がいなくなり、完全に廃墟になるというのが何千もあって、どんどん人間がいなくなってスカスカになっていくわけです。

あるいは、社会保障に関しても、昔は働く人4人で高齢者一人を支えていたイメージだったのが、もうすぐするとだいたい1対1肩車するイメージ、昔は神輿を担ぐ、騎馬戦イメージだったのが、肩車して高齢者一人を持つ若者が1.5人で支えるそんな感じになっています。

ようやく大慌てでこどもの数が足りないと言っています。いつから始まったのか、ちょうど40年前1974年にはもう人口が減ることはほぼ分かっている、出生率2.07とありますが、そのときに切っています。基本的には40年前から少子化は始まっていた

ことがわかったんです。なかなか深刻にわからなくて、覚えてらっしゃるかと思いますが、丙午ショック、1.57ショック。丙午の迷信で出生率がドンと下がったあの時よりもついに下回った。それが1990年だったと思います。そこで少しあわて始めて、いろいろ対策を打つんです。それも、全然に後手後手に回って、いろいろやったんですけど、ついに人口が減り始めたのが、さらに15年たった2006年。

そうズルズル後手後手に回って、どうしてかという、40年先のことはほとんどわれわれは責任持てないという原因がある。

ちなみに、国立市の介護保険料の収入はどのくらいありますか

<事務局>

すいません。今資料がなくてすぐにはお答えできません。

<委員>

例えば、介護保険の収入がいくらかというデータが手元にないのに、こどもにかけるお金を減らしましょうというのもナンセンスで、私も介護保険料払っていますが、私に何か事故にあって、それこそ寝たきりになったら、介護保険にお世話になるんですけど。話として若干、変な。

それこそ比較しなきゃならないですよ。こっち値上げするなら、じゃあ介護の現場というのは本当に大変でしょうから。別にこっちが楽するとか、向こうが楽しんでいるとかなくて、負担の押し付け合いになって、非常にいやなことになるんですが。

もし、子どもというのはどうするのか。国立市というのは確か限界集落なんですよ。立川市住んで、大学があれば通えてしまう。産業はもなくなって、立川に住んじゃう、狛江に住んじゃう。これに対してはどうするのか。

私は文京区に住んでいるんですけど、文京区の場合、民主的ににががんお金を使って、子どもを増やすと、勤労者世帯が入ってくるので、税金が入るし、そうでないと、全部高齢化して老人の町になってしまうと思って、かなりお金をつぎ込んだというのがあります。審議会の妥当な線と言え、保育者側が基本的には値上げをある程度進めながらみんなで被るしかないんだとは思いますが、同時に書くべきなのは、選択の問題ですよ、全部こういう風にやって、みんなで少しずつ税金で次世代を支えようって支出しないの、それはするでいいんですけど、問題提起については書くべきだと私の意見なんです。

現実的には、保育者さんの方で値上げ論、補助金カットされたとか答申にはちょっと書いておくべきだと思うんです。議事録には残しておいてもらって、単に納税者に説明がつかないとか気持ちはわかるんですが、次世代いなくなってもいいんですか、こどもは社会の宝で、昔は地域でね、それこそ時間をみんなで融通しながら見たわけですよ。それが核家族化してできなくなったのであれば、これは政府がお金を使って支援しなきゃいけない。そののちをあえて書いておいてほしいなと私は思います。

<会長>

ありがとうございました。

さらに追加でご意見があれば。

<委員>

特別会計51億ぐらいと数字があったんですけど、それは収入ではなく、あくまで歳出なんですよ。

<事務局>

単純に保険料で、調定額が実際に入ってくる決算書なんですけれども、24年度で9億7千万くらいですね。

<委員>

市民の皆様から頂いている額ですね

<事務局>

もちろん、いろんな各種国庫補助金があります。

<委員>

40歳以上ですよ。で、収入のある人。

<事務局>

そうですね。

<委員>

それで、9億円入るわけですよ。

そこから3千万とれって言っているわけではないが、収入上の問題でじゃなく子どもをどうするか、それこそ、子どもをたくさん持っている方が値上げというのは、少子化対策が大事だっていう法令とは全然違うなというイメージを持ちますよね。市長さんが前回来て、非常事態宣言だというのに値上げですか。現実路線値上げはしょうがないなどは私は思いますが。

<事務局>

介護保険の特別会計全体では、24年度で歳出は46億。

<委員>

国立市はそれを46億円を介護サービスのため使っているということですね。
9億円を払って、上乗せは国からいただいているんですよね。

<事務局>

そうですね

<委員>

もちろんそれは、本当に現場レベルで必要なお金だと思うんですが。その金額それでいこうぜと、こっちでは3千万出ない。少子化は非常事態宣言したのに。

<会長>

ありがとうございました。他にご意見ございますでしょうか

<委員>

みんなが少しずつ金額を増やしていく、負担をするという話になると、今のDの階層の下の方の20から17はみんな同じ金額じゃないですか。そういうのは、もしかしたら、もう少し高くなってということになるのですか。計算しなおすということになったら。

<会長>

いかがでしょうか

<事務局>

全体的に上がるという考えは？

<委員>

実際25層に分かれていると言いながら、分かれていないじゃないですか。払う側としたら。

<事務局>

そのとおりですね。

<委員>

もし、それで、25階層全部金額が変わるとなると、みなさんが少しは公平に負担することになる。ちょっと公平になるかはわかりませんが、25階層と言いながら、同じ金額

が並んでいたりというのがちょっと疑問だったので。そこをもし、みなさんがどうしても負担しなければならないというならば、同じ金額というのはおかしいのかなと思います。

<事務局>

例えば、それは17から20階層が49500円というこの議論ですよ。国の資料2番を見ていただいたときに、国立市が推定年収を⑥と⑦の間で国立市の中でここから先は同じ額にさせていただいたんですね。過去において、国が後からこの文を追加してきた部分もありまして、国立市はその部分をそのまま維持されてしまった現状があります。

昨年行われた財政改革審議会の時に、市の全体の財政改革の中でも実は保育料の設定の中で、高所得者について、他市においてはすでに差をつけているところもございます。そちらの方に合わせたらどうかとの答申内容を受けてはございます。

<会長>

ということは、そこはこちらの審議会でも意見が出れば、Dの17以上の表を上げるなり、段階を踏んで、国の基準に従って修正した方がいいということで。

<委員>

意見として先ほどの反省で、公平感という点で上げて、もう少し上げていいと思いますし、これは⑥の同じ部分ですと、49500円がどんどん上がって、6万、7万の家は所得年収2000万くらいかなのイメージかなと思います。ただ、負担がどうかというと、おそらくD17～20にいらっしゃる方がむしろほとんどいないので、そこで値上げしても3千万には届かないかなと思います。

<事務局>

財政改革審議会の時に子ども家庭部の方で資料を出させていただいたのが武蔵野市の例がございしますが、細かい数字はわからなくて申し訳ないんですが、その時に試算したところ、約180万円の増収という保育料が上がる数字の階層の方でした。やはり、減ってくるので、そのくらいの財政効果なんですね。

<会長>

他にいかがでしょうか

<委員>

保育新制度ということでは、子育てしやすい制度というところで、制度が変わると思うんですね。そうするためには、本来としては、市として、ある程度負担をしても、保護者の負担が減って、制度が変わるにあたって保育料が高くなるというのを現状維持で子育て

しやすい制度というところでは、なんとかどこまでできるかわからないのですが、そういう立場でもうちょっと見直ししていきたいなと思います。

<会長>

ありがとうございます。他にご意見ございますか。

<委員>

国立で子育てしたいのに子育てしにくいということで、他市の状況を見ても、保育料の負担を見てもわかるんですが、やはり、国立で子育てをがんばってしていただくにあたっては、多くのお子さんを持っているお母さんの負担軽減をしていただけるものなら、がんばってという気持ちが私にはあります。

<会長>

他にいかがでしょうか。

それでは、できるだけ、現行から保護者の負担の負担が増えたりしないような方向で、また現在のところすこし高位計画があるような表のところあり方について、修正を加えて、保育料の増額というのは高い階層では考慮すべき点、変更すべき点もあるけれども、現在子育て中、特に多子の保護者の方に負担がいかないような表に修正していただく方向で、その場合、市が数千万の負担ということになるんですけども、それについては、こちらの審議会では、できるだけ子育てしやすい国立市ということで住民の理解をいただけるように働きかけたいという要望ということで。もし、それがかなわない場合には、さきほど出た意見がございましたが、平等に負担ということで、保護者だけに負担がいかないように、市の方でもそれぞれに負担を分かち合うような方向で、国の算定イメージに従いつつも、市の負担と家庭の負担が、できるだけ家庭に負担がいかないように、市ができるだけ頑張って負担をしていただきたいというような答申の方向でいかがでしょうか。

<委員>

保育所の運営というのは、運営費だけで行っているのではなくて、これは厚労省から示された負担割合なんですね。それに対して上乘せするのは、各自治体の判断でやっている。国立市は近隣に比べて、そういう助成、補助がきわめて高い。他の市じゃやっていないようなことをたくさんやっている。それは、この中には出てこない。ですから、他市との間の園長会とかそういう時に情報交換するときに園長会としては、国立市はこんなこともらっているというのは言わないようにしている。なぜなら、それが波及してうちでもうちでもということになると、持たないよという声も聞こえる。それくらい国立市は突出して手厚く市独自の助成、補助、援助そういう金銭的だけでなく、個人的にやっている。

個人的にやっているということは、当然、市の負担になっているわけですから、いろん

な保育園、幼稚園に対して、お医者さんや精神科医を派遣している。そういうのも他市ではあんまりない。そういう上乘せがたくさんある。そういうことも含めると、市の負担は大きくなるし、結局、この数千万円がどんなことしたって変わらないということであると、その分、市の行政はどこかで縮めなければならない。それがどこに行くかわかりませんが、市職員の努力を促すにしても、それは毎日努力していらっしゃるわけだから。だから、そういう時に市民感情というのは大切で、特に納税者の感情というのは税金でやっているわけだから、そういう時に理念だけでいいのか。実際にそのお金を国立市は近隣に比べて財政規模も小さいし、人口も少ないから、26市の中でも下から2番目、3番目しかないということですから、この金額は大きいし、どこかやっぱり範囲は決まっているわけだから、どこかを影響を受けていく。無駄なところもあるだろうということかもしれないけれど、そこはそこで無駄ではなく、一生懸命やっているだろうと思うんですよね。そういうことを考えた時に、そういう理念だけでいいんですかと私は思うんですよね。

<委員>

他市とのパーセンテージ等々を見ますとね、国立市は保育だけでなく、福祉全体についてすごく手厚く、財政少ない中で手厚くやっている市だと思うんです。私の偏見かもしれませんが、おひとりのお子さんをお育てになっている方と、3人、4人、5人とお育てになっている方が保育料で高くなっていくというのが、それだけがんばっているのだから、3人目以降は優遇されてもいいかなという気持ちがある。できれば、そのところをおひとりのお子さんじゃなくて、2人目、3人目になったら、優遇ということで多くのお子さんを国立で育てていただきたいという気持ちからの意見です。

<委員>

一人のお子さんの家庭、国立市での1人、2人、3人、4人。私に関わった人でいえば、4人の子どもがいました。これは、幼稚園ですけどね。

本当に努力していらっしゃるということを考えると、国立市の比率みたいに、逆に言えば、保育所の待機児0、1、2歳は潜在的に増えていくと思うんですね。保育所に入れば、そこから働く。待機児童は中に入ってくる。にしても、全体的に現時点でお子さんが何人なのか、保育所だけでもいいです。家庭はどのくらいリスクを要していらっしゃるのか調べていただけますでしょうか。

<会長>

いかがでしょうか

<事務局>

階層に対しての割合ということでしょうか

<委員>

子どもが何人いるのか、複数のお子さんを持っている家庭は国立市ではどのくらいあるのか。そんなにいないと思うんですね。意見としては、これから生む方もいて、その差がないようにしてあげたいという気持ちがあります。

結果的にどのくらいおひとりの方がいらっしゃるのか。

<会長>

たぶん、2ページのサンプル843人のうち、395の方が高くなったということなので、この方たちが多子3人以上と考えていただいてもいいんじゃないかと思えますし、247人の方々が保育料が下がったということは一人の子供をもっているとイメージとしてはサンプルとしての中の比率なので、正確ではないかと思えますが。ですから、一人のこどもが多い市区町村では、みなさん保育料が下がるけれども、国立市の場合3人以上が多いので、結果的に負担が増えてしまったという人口的な特徴があると理解してよろしいでしょうか。

<事務局>

そういう風に分析できるのかなと思います。他市で情報を収集したいんですが。

<会長>

他によろしいでしょうか

<事務局>

もし、次回までにお時間いただけるのであれば、そういったお子さんの世帯の構成というのお調べできる範囲でよろしいでしょうか。

保育料の階層別のそれぞれの枠にどのくらいの人数の方が入っていらっしゃるのかというのも、資料をつくらせていただいて、ご提出させていただけたらと思いますが。

<会長>

今日の2号、3号の設定について結論を出さなくても次回に持ち越しということによろしいですか。

<事務局>

そうですね。方向性をみなさんに共有していただければと思うんですが、いままでのことも含めて。

<会長>

そうですね。今までのところでは、特に3人以上のお子さんをお持ちの保護者に不利にならないようにというのが共通のご意見ということで、よろしいでしょうか。

そして、なるべく両方負担が少ない方がいいのですが、ひとつは市の税金を使うということなので、ただ単純に増額になった分を税金から負担するという単純なことではなく、十分議論がまだ必要だということも共有していただきたいと思います。

<事務局>

先ほど、委員からお話しあった内容で、国立市が国の定めている保育所に対する費用の単独でやっている部分、サービスがお出しできれば、出したいと思っているのですが、よろしいでしょうか。

<会長>

それも加味していただいて、ご検討していただければと思います。

<事務局>

他の市がこれを行っているけどという比較は難しいですけど、市が単独やっている事業というのは出させていただきたいと思います。

<会長>

保育料だけでなく、保育サービス全体について、国立市がどれだけ手厚くやっているか見ていければいいと思います。

今日は、2号、3号についてはここまでにしておきまして、1号認定が資料として残っていますので、4ページにわたります幼稚園保育料1号認定についてのご説明をお願いしてもよろしいですか。

<事務局>

事務局資料説明

<会長>

ご質問はいかがでしょうか

<委員>

最初の新制度に移行するのは幼稚園の選択だというのは、完全に新制度に移行するか、今までどおりのままでやっていくというのは、完全に園が決めることですか

<事務局>

新制度に移行するのは幼稚園の選択制となっております、おっしゃる通り、園の方で新制度に移行するかどうか判断することになります。

<会長>

他に何か質問はございますでしょうか

<委員>

資料7の幼稚園のイメージの表なんですが

現行の私学助成っていう部分の保育園の保育所運営費に占める割合の表と見比べた時に私学助成というのは国と都と市でどのくらいの割合なんですか。

<会長>

いかがでしょうか

<事務局>

私学助成制度が文部科学省の方から東京都を通じて支払われているのが現状です。市町村の方は本当に一部なんですが、教員の方の研修費用であるとか、入園料の補助の負担金があったりとかそういったものになります。保育園の4分の1であるとか2分の1とか大きい単位ではない状態になっております。ほとんどが東京都からの私学助成となっております。

ただし、保護者の保育料に関しては、就園奨励費、私立幼稚園の保護者負担軽減事業という中で市の方が負担しております。実態として、就園奨励費を保護者の方がお渡しするときに国立市が3分の2を負担している形でございます。これはあくまで園の運営費ではないですけど、直接保護者の方への負担になります。

<会長>

他に何か質問はございますでしょうか

<委員>

今回、幼稚園の保育料を考えるにあたって、就園奨励費と保護者負担軽減補助金というのはいない前提で考えればいいのですか。

<事務局>

就園奨励費は国から出ているものなので、今回の国から出されました幼稚園の保育料の中にその部分が含まれております。そのため、25700円を上限として、段階的な形で出ていく形になります

となりの、保護者負担軽減補助金は東京都と市のものなのですが、東京都に確認したところ、こちらは現状通り、施設型給付に入ろうが、入るまいが補助金を出すという形になっています。

<事務局>

現行制度ですと、いったん幼稚園にすべて保育料を保護者の方がお支払します。それを市とか国が補助金を就園奨励費という形で後から補助する。それは所得に応じて。今度新しい制度ははじめから保育料をお支払するときにもう就園奨励費を加味した価格でしか請求しないよという形に変わってくる。ただし、東京都が単独でやっている負担軽減についてはそのまま維持してくという東京都の予算建てをしていこうかという話を聞いております。

<委員>

保護者負担軽減補助金については、もし保育料であれば、例えば、⑤の256300円以下の世帯であれば、保育料で使ったのであれば、支給されるということですか。

<事務局>

そうですね。補助金ですので、保育料を使っているというのが前提条件です。

<委員>

新制度における利用者負担について、入園料に毎月の保育料を加えた額の全国平均となっていますが、入園料は入るときに1回しか払わないのですが、それを1年で割っているのか、3年でやっているのかでずいぶん金額が違いますが

<事務局>

入園料については1年間で加味するか、3年間で加味するのかという質問ですね。

入園料というのは、何に使うのかというところになります。おそらく、新しいお子様が来るための施設管理、ネームプレートを作ったりということに必要と考えています。一番初めに一年目に入ったお子さまの分の金額でしょうか、年齢をとったその年のと考えております。

間違えていたら大変申し訳ないのですが、基本的にはその準備系みたいなところを考えているので、そこの部分に含まれるのであれば、1年間でいいのでしょうか。

<事務局>

補足なんですけど、国がこれ算定をした時については、3、4、5をいわゆる払ったら3で割って計算はしている

それは就園奨励費においても同じです。ただし、全国平均なので、バラツキがどうしても、国がそのまま持ってくると東京都とそれがマッチするかというところとちょっと違うというのが出てしまう。

<委員>

先ほどの国との負担割合が市税と保育料との負担割合みたいなのところがどうなるのか。例えば、国立市に新制度の幼稚園があったとして、100人のお子さんがいた時、25700円というのは、国から来るんですか？

<事務局>

25700円は保育料ですよ。

<委員>

これは保護者さんから負担いただいて、幼稚園さんにはどういう感じで

<事務局>

保育園ですと、支弁額ということで市の方から、国と都と市の額をお支払しているように、今度は施設型給付という形で、本来の子ども・子育て支援法ですと、保護者にいったんお金をお渡しして、保護者の方が施設の方にお支払する形が施設給付費の考え方なんです。それを実際には、保護者が受け取ってお渡しするのではなくて、市の方から直接保護者を代理受領という形で園のほうに直接お支払する形になります。

<委員>

完全にならして25700円月額なんですよ。資料8の現行を見てみると、25000円以上払っているところはほとんどないかんじじゃないですか。⑥はほとんどいらっしやらない。

もちろん、月額の保育料はいろんな手当だとか、教材費とか別途徴収とかあるかと思うんですが。ただ、①～④くらいまでみてもとても25000円にならない感じがするんですが。

<事務局>

その部分に関しましては、運営費の話に近いと思うんですが。資料1の3ページを見てもらって。

あくまで、保育所の運営費としての割合となっているんですが、ここの保育料の部分が25700円。応能負担で最高額なんです。残りの運営費について、国が2分の1、都が4分の1、市が4分の1という会計は同じです。

<委員>

そうすると、同じことが起きうるということですね。

つまり、一人あたり25700円徴収しなさいよと。ただ、保護者さんから直接取らなくてもいいし、国立市の税金でやってもいいし、一人あたり25700円あなたがたが徴収するという前提で国はこれだけお金を支払うですね。わかりました。

<事務局>

そして、応能負担が出てきて、保育料が少ない部分については、こんどは2分の1、4分の1、4分の1で負担しましょうよということです。それは、減れば、その分は公が出す。園に対して、国と都と市が。

<委員>

例えば、階層別とか忘れて、新制度では、保護者さんから15700円取るとします。そうすると、25700円より1万円少ない、足りない。この1万円は誰が払うんですか。

<事務局>

市担ということになります。

国はどれだけとりなさいと言っているのです。

<委員>

その財政手当の見込はあるんですか。

<事務局>

今のところは、就園奨励費の形が移行する

<委員>

一般財源ですか

<事務局>

一般財源です

これを下げるとい議論になると、市担が増えるということです。

蛇足として、3ページの保育運営費の保育料の図をそのまま使ったとして、上乗せ徴収というのは、保育料という一番右側の部分にプラス、運営費がさらに上るといことですね。こちらについては、保護者と園で独自にやってくださいということですね。

<会長>

では、1号認定についての仕組みと状況についてはご理解、共通理解を得られたということで。今後、具体的な案を出していただけるということでしょうか。応能負担の表など

<事務局>

幼稚園の負担は次回出させていただきます。

<会長>

よろしいでしょうか。それでは、準備した資料につきましては、以上にしたいと思うんですが、次回が9月19日午後7時からということで。

<事務局>

場所なんですけど、国立市役所内でとれません、ここから歩いて300m程度の福祉会館の方を用意させていただいております。場所等がわからないこともあると思いますので、案内も合わせてさせていただきますので、時間は一緒なのですが、場所だけ別の場所になりますので。

<会長>

私が出張先からの戻りが間に合わないかと思っておりますので、副会長に議事進行をお任せしたいと思います。途中から参加できる予定ですので、よろしくお願いいたします。今日のところは以上で終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。どうも、おつかれさまでございました。

<事務局>

次回以降は

10月3日（金）国立市役所第1・2会議室

10月24日（金）国立市役所第1・2会議室

です。